

「福山市まちづくりサポートセンター」団体登録のご案内

福山市まちづくりサポートセンター（以下「サポートセンター」とします。）への団体の登録により、施設やサービスをご利用いただけます。

登録を希望される場合は、次のとおり登録手続きを行ってください。

1 登録の要件

次の要件をすべて満たす団体は、サポートセンターへ登録できます。

- （１）サポートセンターの目的に賛同し、公益性かつ社会貢献性のある活動を自主的・継続的にしていること。
- （２）市内を主たる活動の場としていること。
- （３）規約または会則等を有し、組織体制が明確であること。
- （４）団体の活動情報を公開していること。
- （５）反社会的活動その他公の秩序または善良な風俗を害する活動を行っていないこと。

2 登録の申し込み

登録を希望する団体は次の書類を提出してください。なお、提出はサポートセンターへの持参を原則とします。

- （１）福山市まちづくりサポートセンター登録申込書
- （２）規約または会則等
- （３）役員または構成員名簿
- （４）活動の計画または実績及び会計内容を確認することができる書類
- （５）その他市長が必要と認める書類

3 登録の通知

サポートセンターは、提出のあった申込書と添付書類を確認の上、登録の可否について申込者に対して通知します。

4 登録の有効期間

登録の有効期間は、登録日にかかわらず、毎年３月３１日までとします。

5 登録情報の公開

サポートセンターは、登録された団体の情報の全部又は一部を公開します。

6 登録内容の変更

登録者は、次のいずれかに変更があったときは、速やかに変更申込書を提出してください。

- (1) 登録申込書に記載した事項
- (2) 役員または構成員名簿
- (3) 規約または会則等

7 登録の更新

登録の更新を希望する登録者は、当該年度の6月末までに更新申込書を提出してください。

8 登録の取消し

次のいずれかに該当する場合は、登録を取り消すことがあります。サポートセンターは、登録を取消した場合、登録者に対しその旨を通知します。

- (1) 登録の要件を満たさなくなったとき。
- (2) 登録にあたり、提出された書類の記載内容に虚偽の記載があったとき。
- (3) 利用規程等の諸条件を遵守しないとき。
- (4) 登録の更新手続きをしないとき。

9 登録の取下げ

登録者は、登録を取り下げようとするときは、その旨を申し出てください。

～登録者の皆さまへのお願い～

- 利用規程を守り、サポートセンターを運営する市や他の利用者との良好な関係を築いていただき、サポートセンターを適切に利用してください。
- サポートセンターを有効に活用していただき、活動情報などの積極的な情報発信に努めるようご協力をお願いします。

【登録申込み・お問い合わせ先】

福山市まちづくりサポートセンター
〒720-0056

広島県福山市本町1番35号（福山市市民参画センター2階）

TEL：084-923-9006 メール：machi-sapo@city.fukuyama.hiroshima.jp

（受付時間：月曜日～金曜日 9時00分～17時15分 ※祝日、年末年始除く）